

議案第36号

北名古屋市交通安全条例の一部改正について

北名古屋市交通安全条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年6月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市、市民、事業者等が一体となって飲酒運転の根絶に関する活動を推進し、悲惨な交通事故を防止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市交通安全条例の一部を改正する条例

北名古屋市交通安全条例（平成18年北名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（飲酒運転の根絶）

第8条 市は、関係機関等と連携し、飲酒運転の根絶に関する普及啓発活動を行い、飲酒運転の根絶の気運を高めるよう努めなければならない。

2 市民は、家庭、職場、地域社会等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶に努めるとともに、相互に協力して飲酒運転の根絶のための活動を推進するよう努めなければならない。

3 酒類を提供する飲食店を営む者及び酒類の製造又は販売を業とする者は、客の見やすい場所に飲酒運転の根絶を呼びかける文書を掲示するなど飲酒運転の根絶のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。